

## (報告) 都道府県子ども計画の策定について

子ども基本法により、国で「子ども大綱」を策定 (R5.4.1 施行 子ども基本法9条)

## 【国】「子ども大綱」…下記3大綱を統合

「少子化社会対策大綱」 R2. 5  
「子供・若者育成支援推進大綱」 R3. 4  
「子供の貧困対策に関する大綱」 R1. 11

## ＜子ども大綱の内容＞

- ・ 子ども施策に関する基本的な事項
- ・ 子ども施策に関する重要事項
- ・ その他子ども施策推進に必要な事項

県は「子ども大綱」を勘案し、「県子ども計画」を策定 (子ども基本法 10 条)

## 【県】「子ども計画」の策定 (努力義務)

…子ども大綱を勘案し、既存の各法令に基づく計画と一体として策定可能

## 【子ども大綱を勘案し、一体として策定する計画の対象】

- ①「県子ども・若者計画」 ②「県貧困対策推進計画」  
③その他の法令に基づく計画で、子ども施策に関するもの  
(「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」を国は例示)  
⇒ 本県では①から③まで、既に個別計画あり

## 【一体として策定する効果】

- ・ 区域内の子ども施策に全体として統一的に横ぐしを刺すこと
- ・ 住民にとって一層分かりやすいものとなること
- ・ 事務負担の軽減が図られること

※県同様に、市町村でも「子ども計画」の策定 (努力義務) 検討が必要

## ＜今後の検討の方向性＞

- (1) 「県子ども計画」に統合する範囲の決定
  - ・ 統合する既存計画のうちから、統合する範囲を検討
  - ⇒ 「子育て文化審議会」等の各審議体の整理
- (2) 新計画の策定内容
  - ・ 夏から秋に示される子ども大綱の内容を勘案し、計画策定内容を検討

<国・県の策定スケジュール> ※現時点の想定

国において「こども大綱」の案が夏頃に公表されることを踏まえ、県こども計画の策定に向けて具体的検討を本格化させていく。

	国	県
令和5年春	こども政策推進会議（大綱の作成方針の決定） こども家庭審議会によるこども大綱に向けた意見案（素案）	各種計画に必要なアンケート等の調査項目の調整 県こども計画の具体的内容に関し検討開始
令和5年夏	こども大綱の案の作成 パブリックコメント（国民全般/こども若者） こども若者からの意見聴取	
令和5年秋	こども政策推進会議（大綱の案の了承）、閣議決定	「県民意識調査」の準備・実施（令和5年度中に終了）
令和5年内	「こども白書」（年次報告）の国会提出	
令和6年度		（上半期） 計画素案の作成、審議会による検討 （下半期） 議会・審議会における素案審議 パブリックコメント 議会・審議会における最終決定

<参考>子どもに関連する計画

- やまぐち子ども・若者プラン
- やまぐち子ども・子育て応援プラン
- 山口県ひとり親家庭等自立促進計画
- 山口県子どもの貧困対策推進計画
- 山口県社会的養育推進計画